

証券決済システム改革法案

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」

【法律案の概要】

統一的な証券決済法制の対象をCPから 社債、国債等へ拡大

- ・社債、国債等のペーパーレス化
- ・社債等登録法等から、統一的な証券決済法制へ移行

↓
決済期間の短縮化、決済リスクの低減、コスト削減

多層構造の振替決済制度の創設

一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することが可能に

↓
発展性のある証券決済システム

清算機関に関する制度の整備

安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能に

↓
決済事務の標準化、決済事務量の削減

その他

- ・一般投資者保護のための仕組み
- ・国債に関する所要の措置（ストリップス債の導入、譲渡性に制限を付した国債の導入等）

先の通常国会において、CP
(コマーシャルペーパー)に
関する振替制度を創設

CPのペーパーレス化
振替の記録を権利移転の
効力要件に

単層構造の振替制度

投資家が直接、振替機関に口座を開設
する単層構造



証券決済システム改革の意義

証券決済システム改革の背景及び目指す方向

証券取引のグローバル化の下で、証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題。

- (1) 統一的な証券決済法制の整備
- (2) 決済期間の短縮
(決済を取引日の3日後 (T+ 3)から翌日 (T+ 1)へ)
- (3) 有価証券のペーパーレス化
- (4) DVPの実現
- (5) STP化の推進

DVP (Delivery Versus Payment)

証券決済において、証券決済と資金決済とが相互に条件付けられて行われる仕組み。

STP (Straight Through Processing)

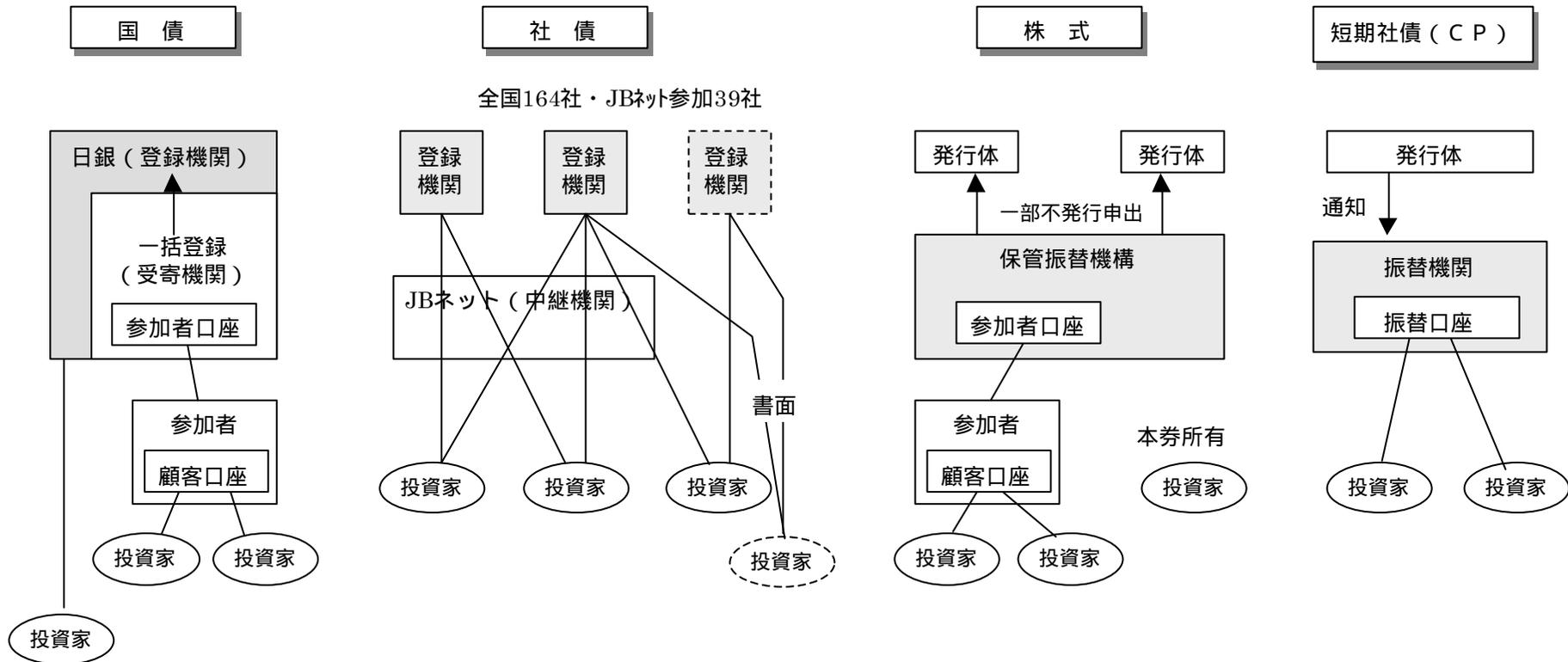
証券取引の約定から決済に至る一連の作業が、標準化されたメッセージフォーマット (取引データをやり取りする際の形式)を用いて電子的に行われ、一度、入力されたデータが、人手による加工を経ることなく処理されること。

国際比較

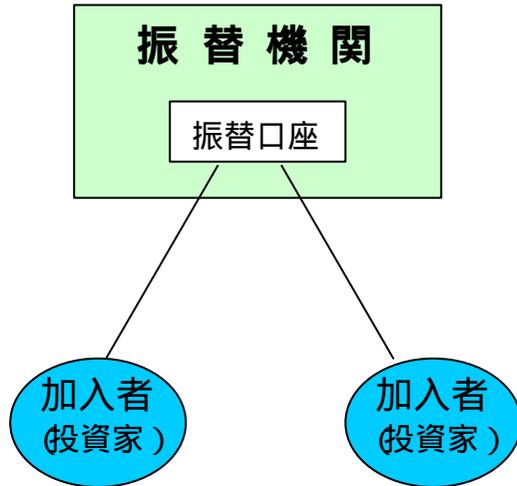
	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
証券決済機関の組織形態	株式会社 (財団法人)	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
取扱有価証券	株式、投信、 短期社債	株式、社債、 CP、投信ほか	株式、社債、国債、 CPほか	株式、社債、国債、 CP、CD、投信等	株式、社債、国債、 CP、CD、投信等
決済期間	T+ 3 (参考)現行CPIは T+ 2	T+ 0 (CP) T+ 1 (国債) T+ 3 (その他) (2005年6月に T+ 1を目標)	T+ 0 (CP) T+ 1 (国債) T+ 3 (その他)	T+ 3	T+ 0 (CP) T+ 2 (その他)

	韓国	台湾	香港	シンガポール
証券決済機関の組織形態	公的機関	株式会社	非営利有限会社	証券取引所の 子会社
取扱有価証券	株式、社債、国債 CP、CD、投信等	株式、社債、国債、 投信等	株式、債券等	株式、社債、投信等
決済期間	T+ 2	T+ 2	T+ 2	T+ 3

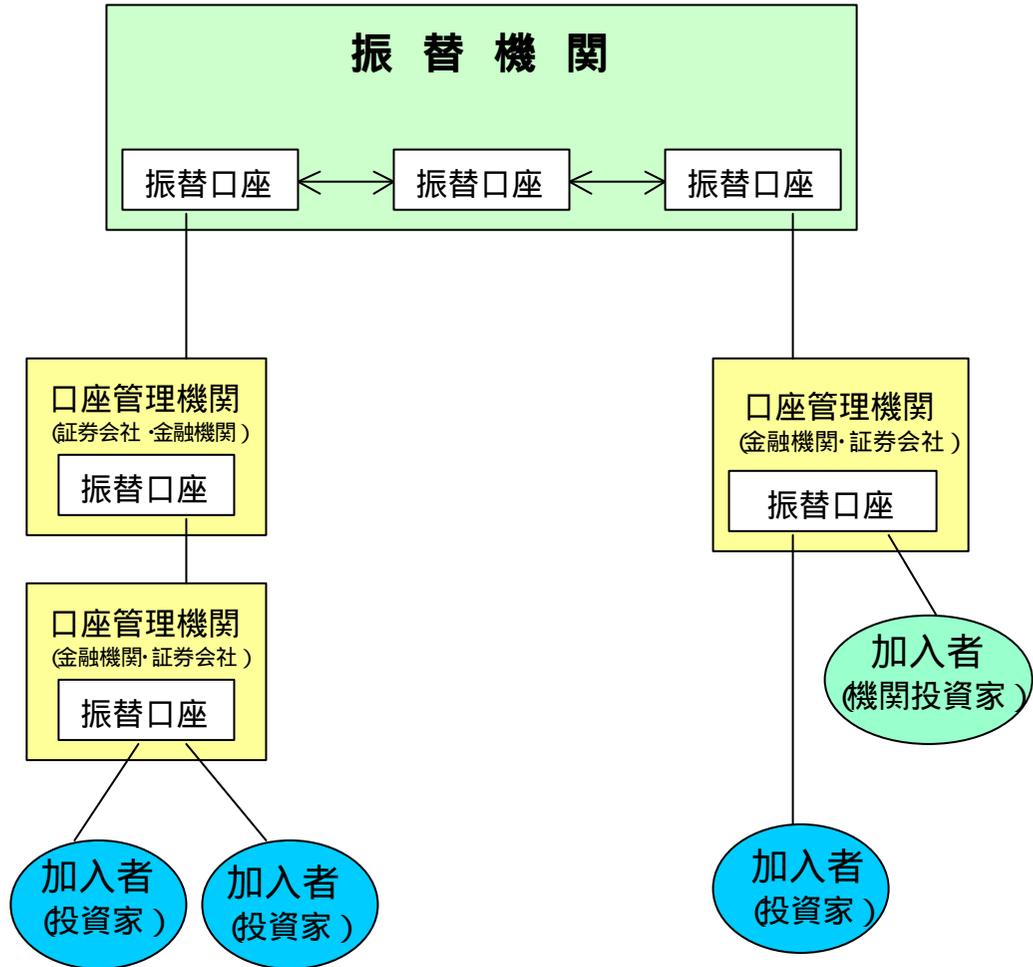
現行の我が国の証券決済システム



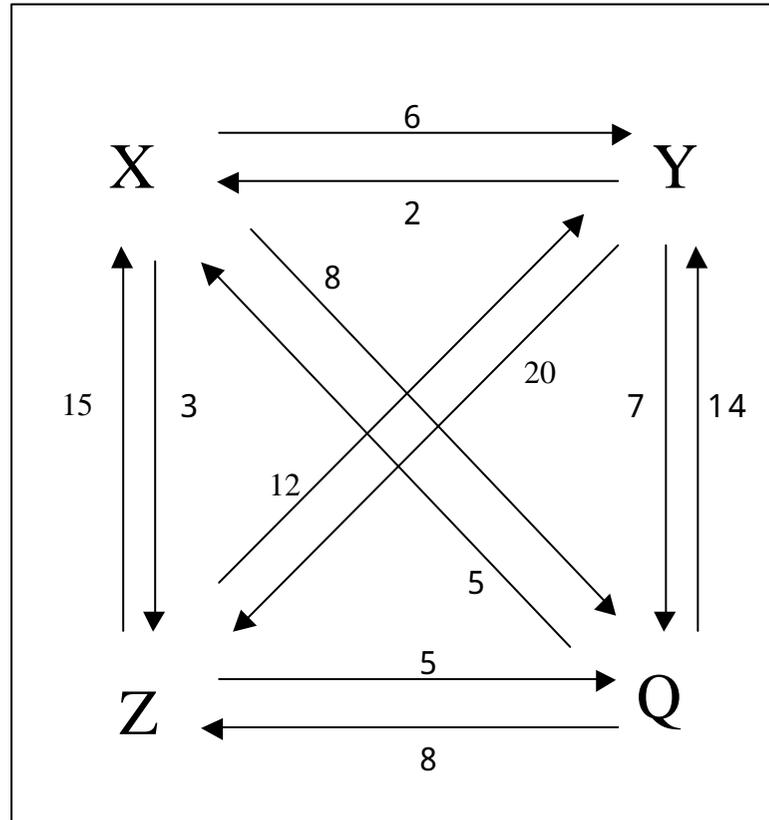
單層構造



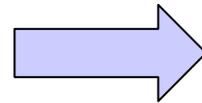
多層構造



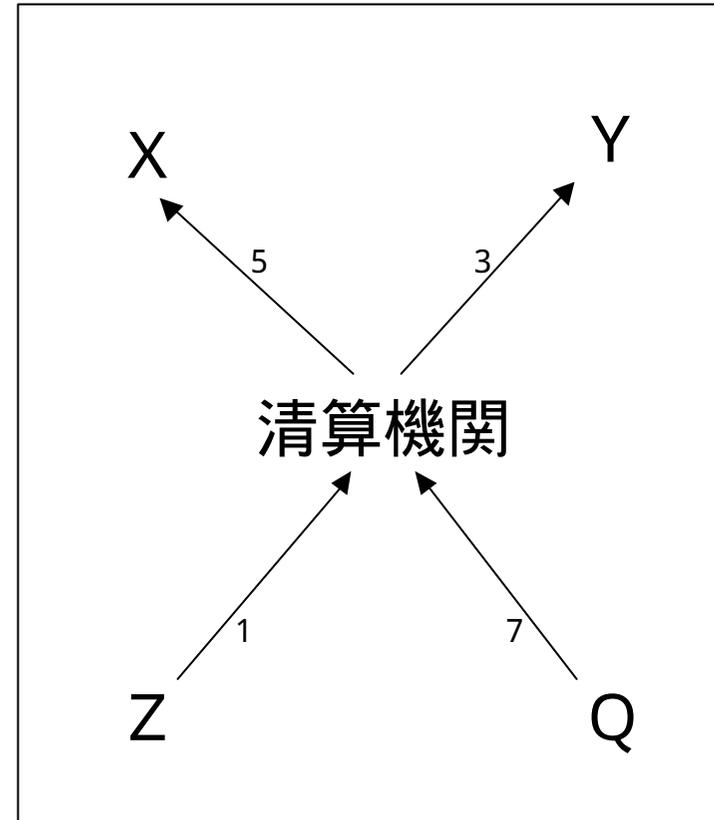
清算機関等を用いた清算の効果



有価証券債務
引受業としての
債務引受



(相殺)



目指すべき証券決済システム

